

議第 1 3 4 号

呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年呉市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="248 745 347 779">付 則</p> <p data-bbox="188 790 799 875">（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）</p> <p data-bbox="154 887 799 1167">第 3 条 <u>平成 3 2 年 3 月 3 1 日</u>までの間は，副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第 6 条第 3 項の規定の適用については，同項の表備考第 1 項中「かつ，」とあるのは，「又は」とすることができる。</p>	<p data-bbox="893 745 992 779">付 則</p> <p data-bbox="833 790 1449 875">（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）</p> <p data-bbox="799 887 1449 1167">第 3 条 <u>令和 9 年 3 月 3 1 日</u>までの間は，副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第 6 条第 3 項の規定の適用については，同項の表備考第 1 項中「かつ，」とあるのは，「又は」とすることができる。</p>

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。